

## 令和4年第4回常陸大宮市議会定例会 会期日程(予定)

令和4年第4回常陸大宮市議会定例会会期日程については下記のとおり予定しています。

(会期16日間)

月日	曜日	会 議	事 項
12月6日	火	本会議	開会 議案説明
7日	水	休会	議案調査
8日	木	本会議 予算決算常任委員会	議案質疑 補正予算
9日	金	休会	議案調査
12日	月	本会議	一般質問
13日	火	本会議	一般質問
14日	水	常任委員会	
15日	木	常任委員会	
16日	金	常任委員会	
19日	月	休会	議案調査
20日	火	休会	議案調査
21日	水	本会議	委員会審査報告 質疑 討論 採決 閉会

※都合により日程を変更する場合があります。

**問 本庁 議会事務局庶務・議事G**  
☎52-1111 内線414

## 上下水道料金の支払いは口座振替を ご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。ぜひ、ご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

### ○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)  
※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

### ○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)または水道お客さまセンターの窓口でお申込みください。

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫 ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局

### ○申込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
  - ・通帳の届出印
  - ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)
- ※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

**問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427**

## 土地建物利用状況変更時の届出のご案内

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

### 【土地の利用状況が変更になったとき】

利用状況を変更した場合は、下記まで必ず連絡をお願いします。

- (例)住宅を解体して駐車場などにした  
山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

### 【建物を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物

### 【建物を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

### 【未登記建物の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買に係る変更については相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

○提出期限 令和4年12月28日(水)

○提出先 税務徴収課または各支所

○その他 提出書類は窓口へ備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

**問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235**